

令和元年 6 月 14 日

第 6 回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 6 号

令和 元年 第 6 回 定例会

日時：令和元年6月14日（金）午後2時

場所：教育委員会室

「出席」	教 育 長	加 藤 裕 一
	教育長職務代理者	清 水 俊 明
	委 員	坪 井 節 子

「説明のために出席した教育局職員」	教 育 推 進 部 長	山 崎 克 己
	教 育 総 務 課 長	吉 田 雄 大
	学 務 課 長	熱 田 直 道
	教育推進部副参事	岩 田 雅 治
	教 育 指 導 課 長	松 原 修
	児 童 青 少 年 課 長	中 島 一 浩
	教 育 セ ン タ ー 所 長	矢 島 孝 幸
	真砂中央図書館長	川 崎 慎 一 郎

「書記」	庶 務 係 長	渡 部 雅 弘
	庶 務 係 主 事	大 塚 功

令和元年

第6回教育委員会定例会

令和元年6月14日（金）午後2時

場 所 教育委員会室

議事録署名人 坪井節子委員

第1 議事録の承認

議事録第4号（平成31年第4回定例会）

第2 議案の審議

第24号議案 「夏休み特別体験教室2019」の後援名義使用承認について

第25号議案 「平和を願う文京戦争展」の後援名義使用承認について

第26号議案 文京区指定文化財の指定に係る諮問について

第3 報告事項

- (1) 平成30年度学校評価の報告について (資料第1号)
- (2) 文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する
条例 (資料第2号)

第4 その他の事項

「開 会」

(14:01)

○教育推進部長 本日の議題に入ります前に、事務局からご報告がございます。

本日、司会進行を務めます加藤裕一教育長は、6月7日に開催されました区議会本会議におきまして、教育長任命の同意を得、教育長に任命されたことをご報告申し上げます。

任期は、令和元年6月13日から令和3年7月7日まででございます。

以上でございます。

○加藤教育長 それでは、私のほうから、就任に当たってご挨拶をしたいと思います。

先ほどご紹介がありましたように、議会の同意を得まして、昨日、教育長にということで区長から任命されました。任期につきましては、令和3年7月7日になりますので、よろしく願いいたします。

実は私、子どもが今、保育園に行っておりまして、来年、小学校に入学ということで、ランドセルを何色にするかということでやっているところでございます。教育長ということですが、保護者というところでもまさにこれから小学校に入り、中学校に入りという形になりますので、文京区だけでなく、子どもたちの将来のために教育行政がどうあるべきかについて、しっかり議論していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第6回の教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員につきましては、本日、田嶋委員、小川委員が欠席でございます。そのほかの委員については、ご出席いただいております。理事者は全員出席しております。

本日の議事録署名人でございますが、坪井委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(はい)

第1 議事録の承認

議事録第4号（平成31年第4回定例会）

○加藤教育長 それでは、早速本日の議事に入りたいと思います。

議事録第4号（平成31年第4回定例会）について、お手元に議事録があると思います。事前にご確認いただいておりますが、訂正が必要な場合につきましては、この会の終了までにお申し出いただければと存じます。よろしくお願いいたします。

第2 議案の審議

第24号議案 「夏休み特別体験教室 2019」の後援名義使用承認について

○加藤教育長 議案の審議に入らせていただきます。本日は3件でございます。

まず初めに、議案第24号「夏休み特別体験教室 2019」の後援名義使用承認について、この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第24号議案、「夏休み特別体験教室 2019」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、株式会社ハンズオン・エンタテインメント。

代表者は、菊池哲榮でございます。

事業名は、「夏休み特別体験教室 2019」。

2019年7月27日から8月4日の開催を予定しております。

実施場所は、アーツ千代田 3331 でございます。

本事業は、夏休みを使って、日ごろ体験できないことにチャレンジし、夏休みの自由研究のサポートになるよう、さまざまな教室を実施するものでございます。

対象は、小・中学生。

参加費は、教室によって異なりますが、800円から3500円となります。

このほか資料といたしまして、2～6ページに事業の案内、7ページに事業予算書、9～10ページに役員名簿、11～18ページに会社概要、19、20ページにチラシの案がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この件について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 目的のところ「実際に使われていた学校を舞台に、夏休みという特別な時間の中で普段あまり体験できないことにチャレンジする」ということですが、目的としてはこれだけなのか。企業が行っていることですから、ほかに何らかの目的はないのかということについては、いかがでしょう。

○教育総務課長 申請者からは、地域貢献の一環としてこういった事業を企画したものであると伺っております。

○清水委員 地域貢献をすることの意義は、この企業にとってはどういうメリットがあるんでしょうか。

○教育総務課長 会社概要にあるように、いろんなイベント等の際に、地域の方々にしっかりと自分たちの企業理念も知っていただきたい。そして、営利企業ではあるけれども、地域貢献ということで積極的にかかわっているところを知らしめたい、そのようなニュアンスは伺っているところでございます。

○坪井委員 ここを使うのは、文京区の子どもだけが対象になるんですか。

○教育総務課長 文京区の近隣で行っていますので、文京区の子どもたちも参加してほしいということで今回、文京区教育委員会に後援の申請が来たものでございます。

○坪井委員 そうしますと、他団体の共催、後援等が全く出てないのはどうしてでしょうか。

○教育総務課長 申請書を提出する段階では、まだ後援が出てなかったということですが、千代田区の教育委員会に確認をしたところ、後援を出しましたということはお伺いをいたしました。

○坪井委員 去年もやったと書いてあるんですが、それはどこであったか。それは区の後援名義が出たわけですか。「昨年度の実績から人気のあった体験教室をベースに」と書かれていますけど。

○教育総務課長 昨年は豊島区で実施をしており、豊島区の後援名義は取得しているということは確認をしております。

○加藤教育長 事業としては、これまでも他区の後援名義を得てやっているという状況です。

○坪井委員 地域貢献ということなので、利潤が目的ではないと思いますが、事業予算書で、チケット売り上げと屋台売り上げが713万で、広告宣伝費が102万となっています。この規模からいうと、102万の広告宣伝費というのはどういうことか。チラシの配布でこんなになりますか。

○教育総務課長 今、委員おっしゃったとおり、チラシの配布などに使うということは確認しております。ただ、それがどの辺の規模でという詳細までは確認はとれておりません。

○坪井委員 事業予算書を見て、売り上げと原価というふうには確認できる数字なんでしょうか。企業の利潤を目的としていないということがこの数字からわかるんでしょうか。

○教育総務課長 事業予算書と、事務局で口頭では確認をしたところでございますが、支出でマイナス1万5940円となっていますので、資料の中で判断すると、利潤は出ていないのではないかと認識おります。

○加藤教育長 よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろ

しいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第25号議案 「平和を願う文京戦争展」の後援名義使用承認について

○加藤教育長 次に、第25号議案「平和を願う文京戦争展」の後援名義使用承認について、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第25号議案、「平和を願う文京戦争展」の後援名義使用承認につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの後援名義使用申請書をご覧ください。

申請団体は、日中友好協会文京支部。

代表者は、小竹紘子でございます。

事業名は、「平和を願う文京戦争展—村瀬守保写真展（文京区真砂町生まれの兵士が撮った日中戦争）」。

2019年8月8日から10日の開催を予定しております。

実施場所は、シビックセンターアートサロンでございます。

本事業は、戦争を知らない世代に戦争について知ってもらい、考える契機とするために、兵士が撮影した写真の展示を実施するものでございます。

対象は、児童・生徒、保護者を含む区民。

参加費は、無料です。

このほか、資料といたしまして、2ページに事業の案内、3ページに事業予算書、4ページに運営規程、5ページに役員名簿、6ページに事業の実績一覧、7、8ページにチラシの案がございます。

以上の内容を後援名義等使用承認要綱の規定に照らし、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 歴史的問題に目をそらさずにしっかり向き合うということは非常に大切なわけですし、そういった意味で、戦争とはということを考えていくことは、文京区の子どもたちにとっても非常

に大切ではあると思います。

教育的な意義を考えても、それは大切なことなのかもしれませんけれども、ただ、南京虐殺であるとか、慰安所の日常的な加害行為とか、ちょっと刺激が強過ぎるのではないかというのも危惧されるところであります。南京虐殺についても、さまざまな議論がされておりますので、この辺のところも、果たして、今回の写真展でしっかりと公平な立場から展示していただけるかどうか、少し心配はしているところです。

質問としては、今までこの写真展を何カ所かでやられているということですが、教育委員会関係の後援というのはあったのでしょうか。

○教育総務課長 さかのぼって、この事業全てというところまでは事務局としては把握していないところがございますので、後援がされていた、あるいはされていなかったというところまで踏み込んだ確認はとれておりません。

○清水委員 文京戦争展ということで、今回文京区の教育委員会での後援、この意味はわかるんですけども、重要な判断をしなければいけないところですので、きょう、教育委員も全員参加しているわけではないですし、ほかの委員の方の意見もちょっと聞いてみたいところではあります。

○坪井委員 私は本当に不勉強で、文京区にこういう方がいらしたということは今回初めて資料を見て知ったのです。文京区出身のこういう方がいらして、しかも貴重な写真が残っているということ自体は、とても大切なことだと思うし、私自身も学ばなきゃいけないと思うような中身ですので、こうした写真展が行われること自体は歓迎すべきだと思っています。

この南京虐殺とか慰安婦問題というのは、確かに政治的な対立が背景にある中で、事実があったかなかったかというのはわからなくなってしまっているという問題になっております。できることであれば、個人的な立場を超えて客観的な資料から、区民が、あるいは子どもたちが自分たちの目でどうなんだろうと判断してもらえるようになってほしい、それは願いではあります。教育的な配慮という意味では、生の資料をちゃんと子どもたちが見るという意味はあるんじゃないかなと思います。

ただ、今の情勢の中で、この写真展、南京虐殺があった、あるいは慰安婦の問題があったという前提で行われる催しに教育委員会が後援をしたとなりますと、場合によっては、そうではないと言う人たちから、同じようなことで文京区の後援を申請するということが起きることは考えられると思います。シンポジウムをしますからとか。文京区は公平な立場であるのであれば、あると言った人も後援したんだから、ないと言っている人も後援しろというジレンマに陥りはしないか。そうい

うところに教育委員会が巻き込まれてしまうのではないか。そこにおいて私は危惧をするんです。教育の公正性ということを守ることが教育委員会が守るためには、シビアに政治的な問題が対立するところからは一歩引かないとならないんじゃないかと、非常に悩ましいんですが、そういう意見もあります。

ただ、歴史的な真実は多分1つじゃないだろうとあっていて、いろんな人がいろんな見方をするしということもあるので、子どもたちにこれが事実ですと教えるのが歴史でもないと思っているんです。いずれにしても、こういう市民の活動に教育委員会がお墨つきを与えるということについての慎重な立場は、あらゆることにおいて悩むところです。

清水委員とは立つ位置が違うかもしれないですけども、私もこれでやっていいんだというふうには決断は今できないというところです。なので、あとお2方の委員がいらして、ご意見も伺って、教育委員会として判断するぐらいの慎重さがあってもいいのかなと思います。時期的に間に合うかどうか。

○加藤教育長 今、清水委員と坪井委員のほうからお話をいただきましたが、歴史に目を向けるということは大事だという反面、教育委員会として公正性とか、立場の違う方たちの考え、そういったところをどう考えるか、慎重に判断する必要があると、両方の方がおっしゃられていたと思います。本日、2人の委員が欠席されていますので、教育委員会として、今後のこともありますので、慎重な判断ということであれば、できれば、今回のこういったご意見があったということも含めて、お2人の方に判断をしていただくことが必要かと思っております。

間に合えばということがありましたが、実際チラシとか、そういうのはあると思いますが、開催日までの間には教育委員会がもう一回開けるような、スケジュール的にはそういうことは大丈夫でしょうか。

○教育総務課長 次回は7月中旬の開催でございますので、この開催日の8月8日から10日ということについては、若干時間があります。チラシ云々については、申請者に確認しなくてはいけないことはありますけれども、時間が完全にないとは言えないのではないかと考えております。

○加藤教育長 実施期間、8月8日の前に教育委員会を開けるスケジュールになっておりますので、次回に持ち越しをしてお2方のご意見も聞いて、十分に検討した上で教育委員会の結論を出すということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのような形で進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

第26号議案 文京区指定文化財の指定に係る諮問について

○加藤教育長 第26号議案「文京区指定文化財の指定に係る諮問について」、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第26号議案、文京区指定文化財の指定に係る諮問につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

文京区文化財保護条例第20条では、区指定文化財として指定を行う場合には、あらかじめ文京区文化財保護審議会に諮問することとしております。本案は、この規定に基づき、区指定文化財候補として、木造義山豪栄座像を諮問するものでございます。

それでは、指定候補の概要をご説明いたします。

所在地は、文京区湯島三丁目32番4号。

所有者は、宗教法人心城院となります。

木造義山豪栄座像は、心城院本堂に安置される、剃髪して正座する俗人の姿をした肖像です。像高20センチに満たない肖像ですが、仏像制作を主とした専門仏師の手によるものと思われまふ。本体に欠失部はほとんどなく、保存状態は極めてよく、台座も造立当初のものを残しております。

像とともに伝わる木札の銘によれば、本像は、心城院中興の祖とされる義山豪栄の70歳古希の寿像とされます。

僧侶の像でありながら、帯刀した俗人の姿をあらわし、また像底に衣のひだと足裏を彫り出すなど、図像的な制約を離れた創意を示すことも本像の特色の1つです。

また、本像は像主自筆の納入品によって、制作の経緯がある程度明らかにされる江戸時代肖像彫刻の貴重な遺品となります。

今回の答申につきましては、令和2年1月ごろを予定しております。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 この説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 文京区の指定文化財の指定に値する座像だとは思いますが、そのことに関しては全く異議はございませんけれども、ちょっとお伺いしたいのは、像は皆同じものだと思いますが、座布団みたいなのが、図1はあって、図2、図3と図4はなくて、図5はあって、図6は、足の裏までであるのが特徴的なものかもしれませんが、ない。この写真の写し方について、本題とは離れるんですが、教えてもらっていいですか。

○教育総務課長 本来であれば、清水職務代理者がおっしゃるとおり、同じ角度で写せばよかったんですが、今回の写真は同じ角度、同じ状況で撮ってなかったということでございます。たま

たまそういった形の写真になったというところでご理解いただければと思います。

○清水委員 座布団がなくてもいいとされることかなと思ったんですが。

○坪井委員 今の座布団の話に関連するんですが、そういう意味で、「納入品」というところで「座布団の上に以下が置かれる」と書いてあるんです。経要文とか密印とか、それが座布団の上に置かれているという意味でしょうかね。2ページの一番上の「納入品」というところに「像が座る座布団の上に以下が置かれる」と書いてあるので、本来の設置からすると、座布団の上に、像以外にいろいろ置いてあるんですか。

○教育総務課長 今回、文化財審議会で指定文化財として教育委員会にお願いするに当たって、写真を撮るときに、そこまで考慮せずに写真を撮ったということでございましょうから、坪井委員おっしゃるとおり、説明書きのとおりで、本来はそういったものであろうと考えております。

○加藤教育長 座布団は指定の対象になっているんですか。

○教育総務課長 指定の対象になっています。

○加藤教育長 写真上、抜けていたということですが、全体で指定の対象になっているということです。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 ありがとうございます。

第3 報告事項

(1) 平成30年度学校評価の報告について

○加藤教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日は2件でございます。

まず初めに、「平成30年度学校評価の報告について」、この件について、説明をお願いいたします。

○教育指導課長 資料第1号によりまして、平成30年度学校評価の結果について、ご報告をいたします。

学校評価は、法改正に基づき、平成20年度より実施しているものでございます。このたび平成30年度の各学校の自己評価並びに関係者評価が学校評価の報告として各校・園長より提出されたこと

を受けまして、ご報告をさせていただきます。

おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。「平成30年度学校関係者評価共通項目（集計結果）」でございます。

平成25年度から学校の自己評価の客観性、妥当性をチェックすることを目的に、学校の自己評価の結果及び方法についての評価をして、区共通の5項目について集計をし、その結果を一覧にしております。

幼稚園・小・中学校とともに、肯定的な評価が多く、全ての項目で区平均がAという状況になってございます。

3ページでございます。「平成30年度文京区立幼稚園・小中学校 学校評価重点目標」をご覧ください。この資料は、それぞれの評価項目を重点として挙げている学校数を示したものでございます。ここ数年、学力向上は全ての小・中学校が最上位の項目となっております。小学校では、家庭・地域との連携、学校（組織）力の向上が大きく増加をしております。昨年度と比べますと、幼稚園では5項目が、中学校では4項目が増加となっております。

続きまして、4ページ、「平成30年度保護者アンケート（区共通項目）集計結果」でございます。平成24年度まで、学校関係者評価委員会で行ってございました区共通10項目を保護者アンケートに移し、継続実施しております。質問項目11は、文京区基本構想実施計画の子育て支援の充実の成果指標となるため、幼稚園のみ11項目となっております。

全体的には肯定的な評価が多くなっておりますが、特に幼稚園においては、「とてもあてはまる」、「まああてはまる」の肯定的な意見の合計が全て90%以上となっており、2項目以外は95%以上となっております。

小学校、中学校に進むにつれて肯定的な意見がやや減少し、「わからない・無回答」がふえる傾向が見られます。「とてもあてはまる」と「まああてはまる」を合わせた肯定的な評価では、幼稚園・小・中学校共通して、項目1の「教育活動に満足」、項目2の「園・学校が楽しいと感じている」、項目10「教職員のあいさつや対応」についてが、高い評価となっております。

5ページは、学校関係者評価より、校種ごとの重点目標に対する肯定的な意見、改善に向けた意見という形で、それぞれ抜粋ではありますが、参考として添付してございます。

特徴的なところで幾つか触れさせていただきます。

まず、幼稚園の「働き方改革」についての意見でございます。働き方改革については、学校や教職員側の理解だけでなく、保護者への周知や理解も必要であり、子どもの成長のための改革である

と説明していくことの大切さが出されております。

続いて、小学校の学力向上についての意見でございますが、各学校のユニバーサルデザイン、アクティブラーニング、電子黒板等の研究や活用について、多くの学校で肯定的な意見をいただいております。小・中学校ともにわかりやすい授業を展開する上で、ICTの活用については確実に定着し、教授方法についても向上していると認識をしております。今後、新学習指導要領の全面実施、英語教育の推進など、新たな施策に向けて、教育委員会としても各学校を支援できるように、さらに連携を深めてまいります。

最後に、中学校の「開かれた学校」、「家庭と地域」についての意見になりますが、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）との連携において、保護者・地域が一体となり、学校の教育活動を全面的に支援し、生徒数の増加につながっている。一方で、学校による情報発信が足りない、あるいは少ない、保護者アンケートでは「わからない」という項目の割合が増加していることが課題であるのご意見もいただいております。今後も、より一層家庭・地域との連携を深め、学校に対する多くの支援が得られるよう、学校の情報発信については、タイムリーな情報提供、更新頻度や内容のわかりやすさなど、また土曜授業公開、オープンキャンパスなどの充実等を進めていけるように努めてまいります。

平成30年度につきましては、園・学校とも肯定的な意見、改善に向けた意見の両面をいただいておりますが、この学校評価報告を受けまして、今後も、園・学校と連携をし、学校支援に向けた手だてを講じてまいりたいと考えております。

以上でご報告を終わります。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 今、ご説明がありましたが、小学校・中学校で「わからない・無回答」がふえている。顕著なのが6「本校は、学校生活で起きた問題（いじめ等）に対して、素早く適切に対応している」という質問に対して、小学校で、「わからない」という方が19%と突然ふえるし、中学校でも26%という方がここに答えているアンケートです。恐らく小学校・中学校の親御さんたちで、「わからない・無回答」に書かれる方は、もしかしたらそうは思っていないけど、「あてはまらない」と書いたら、ちょっと角が立つから「わからない」にしておこうということなのじゃないのかなという感じがしています。突然ここだけ項目が入る。ほかのところでは「わからない・無回答」が10%台(?)というところもあるので、その方たちはちゃんとどこかに書いていらっしやるはずですよ。

ここで「わからない・無回答」がふえるということは、いじめに対する対応に関して、危ない

などか疑問だなど思っている保護者の方が、少なくとも中学校では4分の1以上いらっしゃるということなのではないかなと危惧をするんです。そのあたりどういうふうに見ておられますでしょうか。

○教育指導課長 今ご指摘がありましたように、この項目について、「わからない・無回答」が多いということは、1つの課題と捉えておりますので、今後各学校で、その状況については確認をしていく必要があると捉えております。

今ご指摘があったように、もしかしたら、ほかのところにつけにくいという心情が働いた方もゼロではない可能性はあるかなというところがございます。

一方で、我が子がいじめの当事者あるいは加害者のかおうせいがあるといった経験があれば、そのことで、担任であったり管理職とのやりとりがあるので、学校がどういう対応をしているのかが見えます。あるいは必ずしも我が子ではないけれども、自分の子どもが通っている学級等でそういった事例が発生すれば、例えば保護者会等で説明がありますので、学校の対応が見えると思えますが、我が子もそういった対象にならず、学級でも1年間そういったことが特に話題にならないと、学年が進むにつれて子どもが学校での様子を家で話さないということもありますので、純粋に「わからない」という保護者の方もいるのではないかなというふうには捉えております。

○坪井委員 そうかもしれないんですが、3の「本校（園）では一人一人が大切にされ、子どもの人権に配慮した教育が行われている」ということに対する回答は、「わからない・無回答」が6.5%です。それに対しては、人権が尊重されているということについて、肯定的な評価をしているけれども、いじめ問題に対して「素早く適切に対応している」というところが「わからない」となってしまうのが、ちょっと読み方として私はわからないんですね。

保護者の方がどうして、人権は尊重されていると思いながら、いじめには適切に対応されているかどうか「わからない」とご回答になるのだろうか。回答に、どうしてなんだろうという疑問を持つ内容じゃないか。どうしてそういうふうに見えてしまうんだろう。何が保護者の無回答を引き出しているのか、もう少し分析するなり、あるいは保護者の方たちからご意見を聞くなりしていったら、何がそういうふうに使ってしまうのかということの突っ込みというか、それをしていくべきなんじゃないかなと思うんです。

○教育指導課長 教育委員会のこの資料は、それぞれ出てきたものをまとめていますので、そういった詳細が見えにくい状況にはございますけれども、各学校は、それぞれの個票がありますので、そういったものを見ながら、気になる点について詳しく確認することは可能だと思っております。

今ご指摘のあった人権については、何を見て保護者の方がこの学校が人権に配慮されているかを判断するかは、個人差があると思います。例えば自分が子どものころは、教員が子どもの名前を呼び捨てにしたり、そういう経験があったけれども、実際我が子が中学生になって、保護者として授業などを見に行ったら、ちゃんと「さん」をつけて呼んでいる。そういうことで昔に比べると学校が人権に配慮されていると感じる場合もあります。それぞれ何で配慮されていると感じるか、あるいは「わからない」と答えているか、お1人、お1人違うと思いますので、各学校が、それぞれの個票をしっかりと見ながら、気になるところについては、1件1件確認したり、ご説明していると捉えておりますが、教育委員会の資料としては、集約した形になっているというところがございます。

○清水委員 今の坪井委員のご質問と同じで、いじめなどに対する対応が「わからない・無回答」が多いというのは、やはり問題であろうと思うんですけども、年次変化、昨年とか一昨年と比べて、これがふえているのか、減っているのかということに関してはいかがなんでしょうか。

○教育指導課長 例えば中学校のいじめでございますが、昨年度でいいますと、左から 22.3、39.4 となっておりますので、「とてもあてはまる」は若干減少しておりますけれども、「まああてはまる」のほうは若干上昇しているということで、合計するとその部分は同じでございます。

「わからない・無回答」についてでございますが、昨年度中学校で 27.5、今年度 26.9 でございますので、若干改善をしているところでございます。

○清水委員 この辺を減らしていく努力が必要なのかなと思いました。

あと、「素早く適切に対応している」というのは、2つの要素が入っていると思います。適切には対応しているけど、素早くはやってないのではないかなという、その辺のところの検証も、もしかしたら必要かもしれません。

○加藤教育長 よろしいでしょうか。

(2) 文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

○加藤教育長 それでは、次の報告事項に移りたいと思います。「文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、説明をお願いします。

○児童青少年課長 それでは、資料第2号に基づきまして、文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の概要についてご説明申し上げます。

改正の理由につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年度厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に

関する条例を改正するものでございます。

具体的な内容につきまして、具体例を申し上げながらご説明申し上げます。放課後児童健全育成事業につきましては、一般的には学童クラブあるいは文京区では育成室と呼んでいるものでございます。こちらを設置し、運営する際につきましては、放課後児童支援員という特別な資格を持った職員を必ず1名以上、文京区の場合は2名配置することが定められてございます。

こちらの放課後児童支援員につきましては、定められた研修を受けることによって初めてその資格が得られるものでございまして、従来は研修を行うことができる主体が都道府県知事ということで定められていたものでございますが、今回の省令の改正によりまして、政令指定都市の市長までそれが拡大されたものでございます。ご案内のとおり、東京都内につきましては、政令指定都市がございませんので、実質、研修の主催者については影響はございませんが、現在文京区でも、都道府県を超えて事業を運営している事業者の一部育成室の運営をお願いしているところもございまして、その際に、例えば近隣の政令指定都市でこの研修を受けて資格を認定されている方が、文京区に異動してきたときに、文京区はこれを改正していないと、資格の認定者として扱うことができないという形になります。そういったことがございまして、今回改正をするといったものでございませぬ。

実施予定日につきましては、公布の日からの施行という形になります。

参考として、2枚目以降に新旧対照表をつけさせていただいております。

ご説明は以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

以上で用意した案件については、全て終了でございます。

第4 その他の事項

○加藤教育長 その他で何かございましたら、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、第6回の定例会はこれをもって終了させていただきます。本日はありがとうございます。

(14:46)

令和元年6月14日

議事録署名人

教育長

委員